

— ネットワーク

Network

このコーナーでは各地で動物の保護活動に取り組んでおられる方々を紹介しています。今回は、野生動物達を不利な立場に追い込む「鳥獣保護法改正」に反対するため、自然と動物を愛する個人や団体が協力して結成されたグループです。

人と野生動物との共存のために 鳥獣保護法「改正」を考える ネットワーク

趣旨

いま、日本国内に生息する野生動物に関する法律「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を改変しようという動きが、有害鳥獣対策議員連盟や環境庁を中心に進行中です。この法律は、1873年の「鳥獣規則」が原型で、1918年に「狩猟法」として制定され、1963年に現行法に改訂されました。野生動物と人間の共存を考える上では、「絶滅のおそれのある野生植物の種の保存に関する法律」、「文化財保護法」とともに、日本では数少ない法律です。

議員連盟による改変の理由は、現行法が「保護に傾きすぎていて」現状に合わないとし、狩猟と有害鳥獣駆除の規制を大幅に緩和しようというものです。

一方、環境庁は、国の行政改革の主眼である「地方分権」政策の中に鳥獣保護管理業務を降ろし、国の負担の軽減をはかろうとしています。

また、「地方分権」の名の元に、有害鳥獣駆除制度の権限を国（環境庁）から都道府県に移行する、ことを制度として定めることが意図されています。

しかし、野生動物の生息域には、市町村境や県境はありません。このような形で地方分権が行われた場合、野生動物の生存はきわめて困難になることが予想されます。

環境庁は、被害対策として野生動物の「計画的個体数管理」を行うことをあげていますが、その中には野生動物の生息域を保護もしくは復元し、生態系として保全するという考えがほとんどありません。

現行法には生息地の保全を保証する力はなく、捕獲による個体数の調節のみに頼って「保護管理」を行おうとするもので、この点が大きな問題となっています。

今回のこのような法の改変の動きに対し

ては、各方面から、さまざまな疑問や意見、反対が生まれています。ひとたび、法律が出来上がってしまうと、その内容が現実にはどうなるにしてもそれを変えていくことは大変です。改変される前に、多くの市民が納得する改正案が出来るまで、できる限りの調査や意見聴取の積み重ねが望まれます。

このような現状により、私たちはよりよい「人間と野生動物の共存」を目指す立場から、法の改変の動きに取り組み、行動するネット・ワークを呼びかけます。どうかご参加下さい。

活動

◎鳥獣保護法「改正」に係わる問題を、広く内外のNGOや市民に伝えること。

◎野生鳥獣の現状と問題点について、データや事例、情報等を収集、整理、伝達すること。

◎シンポジウムや集会を企画・開催し一般市民の理解を求めること。

◎鳥獣保護法「改悪」を防止するための活動を行うこと。

◎野生生物と人間の共存のあり方について問題点を調べ、解決策を求めて行くこと。

◎必要に応じて通信（ニュースレター）を発行すること。

◎その他、関連案件への対応。

活動期間1998

年5月1日より

次期通常国会

終了（'99年6

月頃）まで。通常国会終了後の継続につ

いては、その時点で再度検討します。

このネットワークは、オオカミの仲間たち・鈴木敦子氏、地球生物会議（アライフ）・野上ふさ子氏、CMでおなじみの作家C.W.ニコル氏など20以上の団体及び個人で構成され、この度アークも正式に参加致しました。このネットワークのご紹介に先だって前回のニュースレターに、活動の一環である改正反対の署名用紙を同封させて頂きましたが、おかげさまで14506名の署名が集まったとのこと、アークメンバーの皆様にもご協力感謝いたします。どうも有難うございました。署名運動は今後も引き続き行われます。新しい署名用紙も事務局より届いておりますので、ご協力戴ける方はアークまでご一報下さるようお願い申し上げます。

お詫び

ニュースレター29号でご紹介した「月の輪熊・太郎」の記事にはかなりの反応があり、多くの方々が太郎に会いに来て下さったとのこと。しかしこの度、東山氏のご事情により、氏ご自身での現地へのご案内は当分のあいだ休止させて頂きたいとの連絡がありましたのでお知らせ致します。



ネットワーク事務局窓口

事務局：169-0073 東京都新宿区百人町2-5-5清ビル205号

Tel：03-3385-0416

ツキノワの会—人と野生動物との共存を考える—

窓口：草刈秀紀 Tel&Fax：0424-72-3757（19時～22時）

E-mail：zb4h-kskr@asahi-net.or.jp

渡辺隆介 Tel：03-3428-5124